

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例に係る
過料処分の取消等請求訴訟について

1 趣旨

平成 26 年 1 月 22 日、横浜地方裁判所において本市の過料処分を取消す判決がありました。これに対して、本市は、平成 26 年 2 月 4 日東京高等裁判所へ控訴しました。

2 訴訟の内容

原告は、本市が平成 24 年 1 月 28 日に行った「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づく喫煙禁止地区内での喫煙に対する過料処分の取消しを求めて提訴しました。

3 判決内容

(1) 主文

横浜市長が平成 24 年 1 月 28 日付で原告に対してした 2,000 円の過料に処するとの処分を取り消す。

(2) 主な裁判所の判断

- ・ 喫煙禁止地区を認識できなかったことに過失がなければ、過料処分を科すことは違法である。
- ・ 原告が処分された喫煙禁止地区である横浜駅周辺のパルナード(商店街)に喫煙禁止地区の路面表示と看板はあるが読み取ることが困難な大きさであり、被処分者(原告)に過失があったとは言えない。

4 本市の主張

- (1) 判決では、本市の処分に対し「喫煙禁止地区を認識できなかったことに過失がなければ、過料処分を科すことは違法」と判断していますが、これは過去の過料処分に対する裁判例及び学説に反しており、今回の判決が確定した場合、行政実務に与える影響が大きいと考えます。
- (2) 判決では、路面表示や看板は小さく、確認することは困難としていますが、これは、原告の主張に沿ったものであり、本市は原告が進入したとする地点をはじめ、路面表示を複数枚設置するなど注意喚起を行っています。

【参考】経過

| 日 時 | 内 容 |
|-------------------|------------------------|
| 平成 24 年 1 月 28 日 | 横浜駅周辺地区（パルナード）において過料処分 |
| 平成 24 年 3 月 27 日 | 過料処分に対する異議申立 |
| 平成 24 年 6 月 25 日 | 異議申立に対する、棄却の決定 |
| 平成 24 年 7 月 23 日 | 神奈川県へ、審査請求 |
| 平成 24 年 12 月 27 日 | 神奈川県、審査請求を棄却の裁決 |
| 平成 25 年 6 月 27 日 | 横浜地方裁判所へ原告提訴 |
| 平成 26 年 1 月 22 日 | 判決（過料処分の取消） |
| 平成 26 年 2 月 4 日 | 控訴 |